九二五番　二十一号から二十四号まで
九二六番一　二十五号から三十一号まで
九二七番一　三十二号から四十号まで
九四七番一　四十一号から四十四号まで
二二二八番六　四十五号
九四八番七　四十六号から四十八号まで
九四八番一　四十九号から五十四号まで
九七二番一地先河川敷　五十五号から五十七号まで及び五十九号
九七二番一　六十号
九七一番六　六十一号から六十七号まで
九七一番八　六十八号
九七一番二八地先道路敷　六十九号及び七十号
九六九番一地先河川敷　七十一号から七十三号まで
九六九番一　七十四号から七十七号まで
九六八番一　七十八号
九六八番二　七十九号
九六五番四　八十号
九六五番九　八十一号から八十三号まで
九六二番一　八十四号及び八十五号
九六二番一地先河川敷　八十六号から八十八号まで
九六二番二　八十九号及び九十号
九六三番七　九十一号から九十五号まで及び九十七号
九六〇番一　九十六号
九六〇番五　九十七号
一〇七八番二地先河川敷　九十八号及び九十九号
一〇七八番二　百号及び百一号
一〇七八番五　百二号
一〇七八番三　百三号
一〇七七番八　百四号及び百五号
一〇七七番七　百六号及び百七号
一〇七七番一一　百八号及び百九号
一〇七七番一三　百十号
一〇七七番二　百十一号及び百十三号
一〇七七番一　百十四号から二百二十二号まで

○国土交通省告示第六百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

たまんきら谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県那賀郡那賀町坂州字寒谷

五八五番一一号
五八三番　二号
四四三番　三号
四四〇番　四号
一一四番一　五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

エウガ西谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

徳島県名東郡佐那河内村下字高樋

五九番
八三番から八七番まで

○国土交通省告示第六百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桐谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷（昭和四十年建設省告示第三千五百十号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県高山市国府町桐谷字倉山
四九六番七
四九七番五
五四九番三
五五〇番一から五五〇番三まで
五五一番一から五五一番三まで
五五三番
五五四番一から五五四番三まで
五五五番一から五五五番四まで
五五六番一から五五六番三まで

○国土交通省告示第六百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都大島町元町

字上山　四九二番三　一号
四九二番二　二号
四九六番　三号及び四号
五〇八番　五号
五〇六番　六号及び七号
五〇七番　八号及び九号
五〇五番一　十号
五〇五番三　十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十五年国土交通省告示第十五号で指定した第三号に掲げる土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第七百五十一号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）